

意見書

2012年8月29日

佐藤 慶浩

「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」(案)の「Ⅱ. 3. (3) 安全に匿名化等された情報の取扱」について、以下のとおり、追記することを提案いたします。

「Ⅱ. 3. (3) 安全に匿名化等された情報の取扱」の文中に以下の報告があります。

検討会においては、連結不可能匿名化と連結可能匿名化を分けて規制を検討すべきとの意見があった。

これについて、両者を分けて検討することに加えて、利活用の観点から個人情報保護（利用目的通知、同意原則及び安全管理措置等）の対象から除外することができ得る条件の検討も含めることが重要であることについて、第4回検討会で述べたとおりです。それを明確にするために、原案の文章の直後に、以下のような追記が考えられます。

このとき、連結不可能匿名化された情報を、個人情報としての保護の対象から除外できるようにするために、その必要条件である処理方法に加えて、十分条件となる処理前後の情報の管理要件についても検討することが、情報の利活用のため有用であるとの意見があった。

このとき、現行の個人情報保護法の解釈から、連結不可能匿名化に限定した案文をまず考えましたが、同一法人内で管理する情報について容易照合性がないとすることができる分割管理要件の検討が進んだ場合には、上記については、連結可能匿名化についても連結不可能匿名化と同様に、個人情報としての保護の対象から除外できる可能性があると考えます。それも踏まえて、以下のような追記を提案します。（上記との違いについて下線で示しました。）

このとき、連結不可能匿名化及び連結可能匿名化された情報を、個人情報としての保護の対象から除外できるようにするために、その必要条件である処理方法に加えて、十分条件となる処理前後の情報の管理要件についてもそれぞれ検討することが、情報の利活用のため有用であるとの意見があった。

以上